

論文の内容の要旨

論文題目 契約の成立とコース

氏名 竹中悟人

フランスの契約法と日本の契約法とを対比したとき、二つの契約法には看過しがたい相違が存在する。「コース cause」という概念である。フランス民法 1108 条に規定されるこの概念は、契約成立要件の一つとして位置づけられている。他方、日本法にこのような要件を定める条文は存在しない。

日本法において契約は、「互いに対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行為」であるとされている。契約に際し「申込」と「承諾」が存在し、それが合致すれば契約は効力を有する。しかしながら、フランス法では上記のような要件のほかに、「コース cause」という概念が要求されている。では、フランス法はなぜそのような要件を要求するのだろうか。そしてそのような要件にはいかなる機能と役割が割り当てられているのか。本稿は上記のような問題関心をもとに、現在のコース論、特に「二元的コース論」と呼ばれる理論について検討を行うものである。

元来、フランス法においてコースは「債務者が負担する債務の直接的な理由」であるとされ、各種契約類型ごとに同一の内容を持つものとして観念されてきた。このような考え方は古典理論と呼ばれる。その後、19 世紀後半以降、コース概念はさまざまな変容を蒙ることになる。とりわけ 20 世紀はじめ以降、コースは、契約に際して当事者が考慮する多様な主観的要素を取り込むための概念として、その機能を徐々に拡張し始める。古典理論に代表される制限的・抽象的な理解は影を潜め、各契約当事者が背後に有した「動機」を考慮するための枠組としてコースは拡張されることになる。

しかしながら、上記のような形でなされたコースの拡張は、他方で動機の考慮範囲の不明確化という困難をも抱え込むこととなった。考慮されるべき心理的要素を限定するため

の制約原理に関する混乱は、拡張されたコース論の限界をも示すようになる。

以上のような流れの中で、個別・具体的事情の考慮範囲の一方的拡張に歯止めをかけようとしたのが、20世紀後半に現れたコースカテゴリー論である。この理論は、契約の成立プロセスにおいて考慮される各種事情の間に性質の相違が存在することに着目し、「各種契約類型ごとに同一の内容を持つコース」という考え方の見直しを主張したため、19世紀の古典的なコース論の再来ともいわれる。しかしながら、その実質的な内容は、必ずしも古典理論と同一ではない。

コースカテゴリー論は、それまでのコース論にみられた一元的な動機考慮枠組を批判し、その判断構造を二つの局面に分節化した点に特徴がある。具体的には、「存在の局面におけるコース」と「評価の局面におけるコース」という二つの考え方が提示された。前者は、当事者の単なる意思合致が「一定の法的資格を与えられた意思」に昇格するという過程において考慮されるべき事情に着目するものである。ここでは、当事者の意思が包摂されるべき法的「構造」の確定プロセスが重視され、法律行為の性質決定に相当する作用が観念される。これに対して後者は、一定の法的構造への包摂がなされた上で、当該法的構造内において当事者が適切な考慮・配慮をなしていたかを判断するための「評価」に関連するものである。この局面における判断内容は、前者のような類別的・構造的（抽象的）判断から、個別的・具体的判断へと変化する。当該契約を構成する各種事情が、個人保護に資する形で考慮されているか、あるいは社会意識に反しないものであるか、といった点が問題とされる。

コースカテゴリー論は、上記のような形で、契約成立プロセスにおける二つの判断構造の存在を明確化した上で、これらを統合するメタ概念としてコースを位置付ける。彼らによれば、これら二つの作用は、いずれも「各種構成要素の結節点（つながり *lien*）」として位置づけられるべきコース概念が持つ二つの側面であり、コースそれ自体は、これらの作用を統合する統一的な規範的概念であるとされる。評価の局面における判断しか問題としなかった従来のコース論に対し、「つながり *lien* の存在」といった発想を介在させることにより、構成要素の構造解析・構造化の視点を独立に観念しようとする点において、コースカテゴリー論の特徴が見出せる。このような二段階の評価枠組は、その後、「二元的コース論」と呼ばれる考え方の基盤を提供することになる。1990年代以降、さらに踏み込んだ議論がなされるに至り、現在の学説の状況は再び不透明なものとなっているが、それでもなお、上記の考え方が現代のコース学説の基盤を構成していることには違いがない。

本稿は、上記のような20世紀後半のコース論の特色を明らかにした上で、このようなコース論が、日本法にいかなる示唆をもたらさうのかという点についても検討する。日本の学説において、一定の解釈論との関係でコースを援用するものは少なくないが、本稿が着目するのは、錯誤論との関係である。コース概念が、民法95条の「要素」と一定の関連を有することについては既に指摘があるが、本稿では、これらの考え方において前提とされているコース論とは異なるコース論の援用可能性を探る。すなわち、コースカテゴリー

ク論という考え方が、民法 95 条「要素」論に新たな示唆をもたらしているのではないか。本稿の錯誤論へのアプローチは、上記のような観点からなされる。

従来、日本の錯誤論において参照されていたコース概念は、主として 20 世紀前半のコース概念であった。この考え方は、95 条の「要素」概念の基盤を、梅・富井の「要素」論に遡った上で、20 世紀前半のコース論との接合を図るものである。これによれば、20 世紀前半のコース概念を用いることにより、現在の判例法を理論的に説明することが可能になるとされる。本稿も、95 条の「要素」概念とコースとの間に、上記のような連関が存在することについては認める。しかしながら、本稿では、そこで参照されるべきコース論は 20 世紀前半のものではなく、20 世紀後半のコースカテゴリー論であると考えている。これは、20 世紀前半のコース論にはなお、従来の日本の錯誤論と同様の限界が内包されていると考えるためである。コースカテゴリー論の出発点は、このような限界の克服といった側面を有するものであったのであり、コースカテゴリー論を援用することにより、従来の「要素」論とは異なった観点に基づいた「要素」概念の捉え方が可能になると考える。

この点を明確化した上で、本稿は、翻ってコースという考え方が、日本法の視点から見た場合、どのような特徴を有するのかといった点についても検討する。既にいくつかの指摘があるように、フランス法において規定されるコース概念は非常に難解である。しかしながら、このような難解さがいかなる点に由来するのかという点に関しては、従来必ずしも明確にされてこなかった。本稿は、上記のような「難解さ」の背景には、コース論が立脚する概念論的な構造が存在すると考える。フランス民法は、コース概念をある種のメタ概念として捉えており、一方ではコースの欠如(*absence de cause*)・コースについての錯誤(*erreur sur la cause*)・不正なコース(*cause illicite*)といった各種下位概念を通して、また、他方では同意 (*consentement*)・対象(*objet*)といった同レベルの概念、あるいは目的因(*cause finale*)・動力因(*cause efficiente*)といった上位レベルの概念との対話を通じて、議論の透明化を図っている。このような概念構造の存在が、従来、明確に認識されていなかったため、コースについての理解が妨げられていた部分が存在したのではないか。このような考え方を提示した上で、上記の検討を媒介として、フランス法において前提とされている独自の概念構造の意味についても検討を行う。そして、この作業からは、日仏契約法における「契約の成立」概念が内包する根源的な差異の一端が明らかになるものと考えている。